

令和2年第4回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和2年7月28日 午前9時00分～午前9時30分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (12名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎・
7 伊藤正枝・9 澤田順一・10 川村正光・12 永野博隆・
13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 (2名) 8 西村美佐江・11 竹政寛・
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 和田誠 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 非農地証明について

第3号議案 土佐町農用地利用集積計画について

その他

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和2年第4回土佐町農業委員会総会を始めます。本日欠席の委員は西村美佐江委員、竹政寛委員の2名です。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和2年第4回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。14番細川盛次委員、2番和田勇委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町の許可になります。今回は4件あります。

会長：この件について伊藤正枝委員より補足説明等はありませんか。

伊藤正枝委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2件目について説明します。

会長：この件について質疑等ありませんか。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて 3 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：3 件目について説明します。

会長：この件についてまず、式地委員より補足説明等ありませんか。

式地委員：立割分は 5 筆ですが、現況は 3 枚の田です。

会長：続いて澤田委員より補足説明はありますか。

澤田委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて 4 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：4 件目について説明します。

会長：この件について、式地委員より補足説明等ありませんか。

細川委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第 2 号議案非農地証明について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第 2 号議案非農地証明について説明します。今回は 2 件あります。1 件目

会長：本件の担当委員の西村尚委員より補足説明等はありませんか。

西村尚委員：現場を確認しましたが、今後も耕作できる場所ではないと思います。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて 2 件目について事務局説明を求めます。

事務局 出島：2 件目について説明します。

会長：本件の担当委員は私です。事務局から説明があった通り、老朽化した倉庫があります。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第 3 号議案土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第 3 号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。今回は 3 件の諮問がありました。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。農業委員会会議規則第 1 1 条により、自己または同居の親族もしくはその配偶者が関係する疑義に参加することはできません。今回は澤田順一委員にかかる審議です。

会長：本件は農業委員会会議規則第 1 1 条、議事参与の制限に該当する案件でありますので、田委員は退出をお願いします。

(澤田順一委員退出)

会長：事務局より 1 件目の説明を求めます。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。澤田順一委員の入室を許可します。

(澤田順一委員入室)

会長：つづいて2件目の説明を求めます。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。つづいて、3件目の説明を求めます。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で審議を終わります。連絡事項について事務局よりお願いします。

事務局 出島：伊勢川山営農型発電の一時転用にかかる許可について、報告します。6月に県知事より、3年での許可が下りました。今後も収量を一定量保つ必要があります。本日総会終了後、圃場確認に行くよう予定をしておりますが、今後も農業委員会の指導が不可欠なことから9月総会後も予定をしておいてよろしいでしょうか。

会長：営農型発電の継続において、県の担当課は、農業委員会との関係性、例えば農業委員会の指導を受け入れているか、というところを重要視しているように思いますので、今後も引き続きかわっていく必要があると感じています。8月、9月の現地確認について予定しておいてよろしいですか。

会長：反対がなければ、8月、9月の総会終了後、本日と同じように現地を確認に行くよう、事務局は準備をお願いします。その他、事務局からありますか。

事務局 出島：全体研修についてお知らせします。今年は9月1日火曜日、午後、会場はシリーズです。なお、今回は事務局の都合により高知会場への参加となっています。

次に、農地パトロールについて説明します。お配りしている資料をご覧ください。平成21年12月の農地法改正により、農地法第30条第1項＝毎年1回区域内の「農地の利用状況調査」が義務付けられました。

平成22年3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、概ね10年後には食料自給率を50%に、耕作放棄地の解消と優良農地の確保、担い手の育成、確保等がうたわれ、農地は農地として有効利用されるべきものとして、遊休農地（いわゆる耕作放棄地）の解消と担い手への農地集積が課せられました。

農業委員会は、「利用状況調査」として「農地パトロール」を行います。

すべての農地が調査対象です。道路からの目視で次のことを確認してください。

遊休農地が新たに発生していないか、遊休農地であったところが解消されているか。また、そのほかの目的として農地の違反転用の早期発見や農地法による許可案件や利用権設定等農地の履行状況の確認などがあります。

前回までに報告をいただいたものは、お配りしたファイルに入っている航空写真または地図に記入しています。既に転用済みの土地について、道路や山林、宅地等で今後農地に戻らないことが確実な場合は現地調査は不要です。航空写真等にはそういった土地も記載をしています。なお、梅や栗などについても管理をしていれば畑に含まれますので、遊休農地での報告は不要です。

新たに耕作がされていない農地を発見した場合は、地図・航空写真等に記載込みをお願いします。

割り当て地区については、配布資料の最後に地区分担の資料をつけています。農業委員さんの区割りを基本にしていますが広い所は推進委員さんにも割り当てしています。ケースにはあってある地区の確認をお願いします。

遊休農地（耕作放棄地）について 説明します。

遊休農地の分類は次の二つがあります。

一つ目はA分類で、人力・農業用機械で草刈り等を行うことで直ちに耕作可能な土地や草刈り等では直ちに耕作できないが、整備をすれば農業利用可能な土地、草刈り等で耕作可能な土地、多少手入れをすれば耕作可能な土地が該当します。

二つ目がB分類で、森林・原野化し、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地が該当し、これに該当すると、農業委員会に諮り非農地とすることができます。

皆さんに報告いただいた情報は事務局でとりまとめて、1筆毎国に報告します。報告後、農地法第32条による利用意向調査を行い、書面により、次のことを農地所有者に確認します。

農地中間管理事業を利用して原則10年以上、農地を貸し付けるか、所有権の移転又は賃借権などの権利設定を行うか、自ら耕作するか、その他での活用、例えば畜産農家と連携し牛を放牧するとか、景観作物の植栽などで活用する意思を確認します。

また、今後、例えば工事用地などで今年の作を休んでいると見受けられる農地についても、転用が確実な場合は報告不要です。

耕作放棄地再生の補助事業等の利用を考えておられる場合は、農業振興地域内の農地でA分類にあげておく必要がありますので、事前に相談してください。

また息子さんなどに経営移譲して農業者年金を受給している方の農地（息子さん名義の農地になっている）も、遊休農地であると年金停止の理由になりますので、事務局で所有者の確認をした後、耕作再開等の指導をお願いすることになります。

森林や原野化している農地は、非農地として農業委員会に諮りたいと考えています。ただし農振農用地については、農振農用地から除外後に非農地の手続きとなります。

農振農用地については令和3年が見直しの年なので、令和2年度までに遊休農地と判断した土地について、所有者から耕作再開の申し出がされない場合や、所有者が不在の場合は農振農用地から除外し、その後非農地の手続き予定です。

次回の総会予定についてお知らせします。今回は8月28日、金曜日です。開催する場合は、開催通知を郵送します。

私の方からは以上です。

会長：その他の件でなにか、質疑はありませんか。

会長：その他ございませんか。

会長：それでは以上で第4回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員長 和田正夫

議事録署名委員 和田勇

議事録署名委員 細川盛次